

事件発生時における報告フロー

(別添2)

特定重大事件

次の事件が発生した場合

- バスジャック
- 施設の不法占拠
- 爆弾又はこれに類するものの爆発
- 核・放射性物質、生物剤又は化学剤の散布

重大事件

次の事件が発生した場合

- 乗客、乗員に死者が出た事件
- 乗員による業務中の暴行事件
- その他報道機関などから取材、問い合わせを受けた事件又は報道のあった事件であって、運行の安全に支障を及ぼす、又は及ぼすおそれのあるもの

事件の予告

- 特定重大事件又は重大事件に係る予告電話、インターネットへの書き込みその他の予告行為

一般乗合、一般貸切、特定旅客自動車運送事業者及び自家用有償旅客運送者

事件発生後直ちに連絡

報告は管轄の運輸局へ！

中部運輸局自動車技術安全部保安・環境課
[連絡先の勤務時間内(9:00~17:45)]

直通電話: 052-952-8044 FAX: 052-961-0664

[連絡先の勤務時間外・休日]

携帯電話: 090-3251-6775

事件発生後速やかに連絡

報告は管轄の運輸支局へ！

愛知 運輸支局保安担当

[連絡先の勤務時間内(8:30~17:15)]

直通電話: 052-351-5382 FAX: 052-369-2997

[連絡先の勤務時間外・休日]

携帯電話: 090-1980-3186

特定重大事件及び重大事件の報告事項

[第1報報告事項]

- ①事件種別(特定重大事件のみ) ②事件概要 ③被害の概要 ④事業者名 ⑤事業形態 ⑥発生日時
- ⑦発生場所 ⑧被害車両の情報 ⑨警察への届出の有無及び警察の対応状況 ⑩情報入手先
- ⑪その他把握している事項 ⑫今後の対応 ⑬緊急連絡担当者名及び連絡先

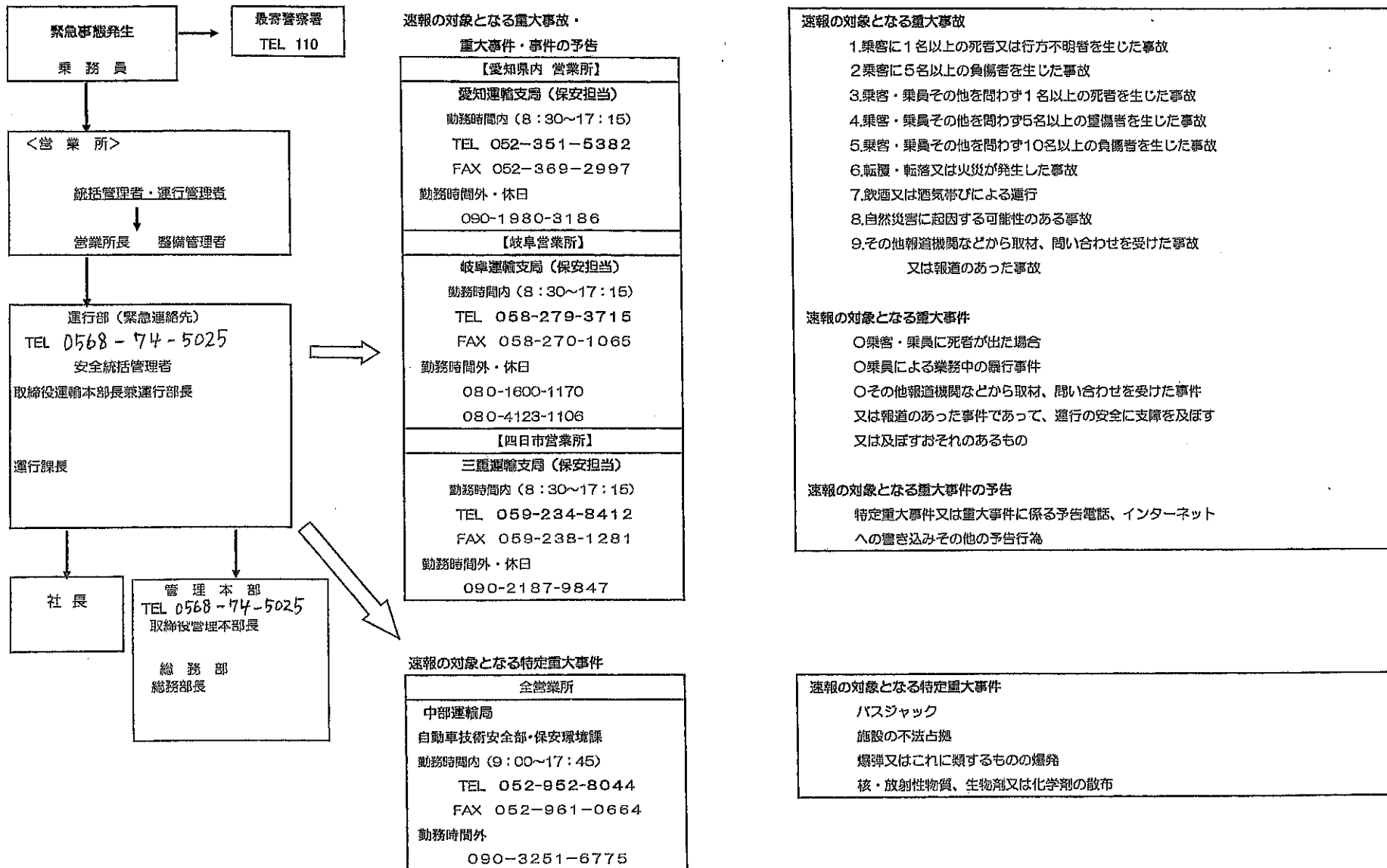
※第1報後も把握した情報を速やかに報告

予告時の報告事項

[第1報報告事項]

- ①事業者名
 - ②受信日時、受信者、受信方法、受信回数等
 - ③予告日時、場所、受信内容
 - ④情報入手先
 - ⑤警察への届出の有無及び警察の対応状況
 - ⑥その他把握している事項 ⑦今後の対応
 - ⑧緊急連絡担当者名及び連絡先
- ※ 第1報後も把握した情報を速やかに報告

「重大事故・事件発生時の緊急連絡体制」



【平成24年2月1日】

警 察	担当部署	愛知県警察本部刑事部捜査第一課特殊犯罪捜査室
	連絡先	(平 日)052-951-1611 (内線)4164
		(夜間・休日)052-951-1611 (内線)4123
中 部 運 輸 局	平 日 ・ 連 絡 先	(担当部署)自動車技術安全部 保安・環境課 (電話) 052-952-8044
	夜 間 ・ 休 日	(電話) 090-3251-6775
愛 知 運 輸 支 局	平 日 ・ 連 絡 先	(担当部署)検査整備保安担当 (電話) 052-351-5382
	夜 間 ・ 休 日	(電話) 090-1980-3186
愛知県バス協会	平 日 ・ 連 絡 先	(電話) 052-613-8133
	夜 間 ・ 休 日	(電話・古田) 090-4112-7605
		(電話・金丸) 090-4424-9734
尾張信長観光バス	平 日 ・ 連 絡 先	(電話) 0568-74-5025
	夜 間 ・ 休 日	(電話・転送) 0568-41-6578
		(電話・中村) 090-8678-7307

対応は、慌てずに落ち着いて

被害者の救護

二次災害の確認

現場の保存

必要に応じて119・110への通報

【報告内容】

- ① 時 間 _____ 時 _____ 分ごろ
- ② 場 所 (町名・電話番号・大きな建物等)
- ③ 事故内容
・事故模様・人身・物損・加害・被害・容態
- ④ ・氏名 _____
・住所 _____
・電話番号 _____
・車両(車種:番号) _____
・処置状況 _____

職場への通報

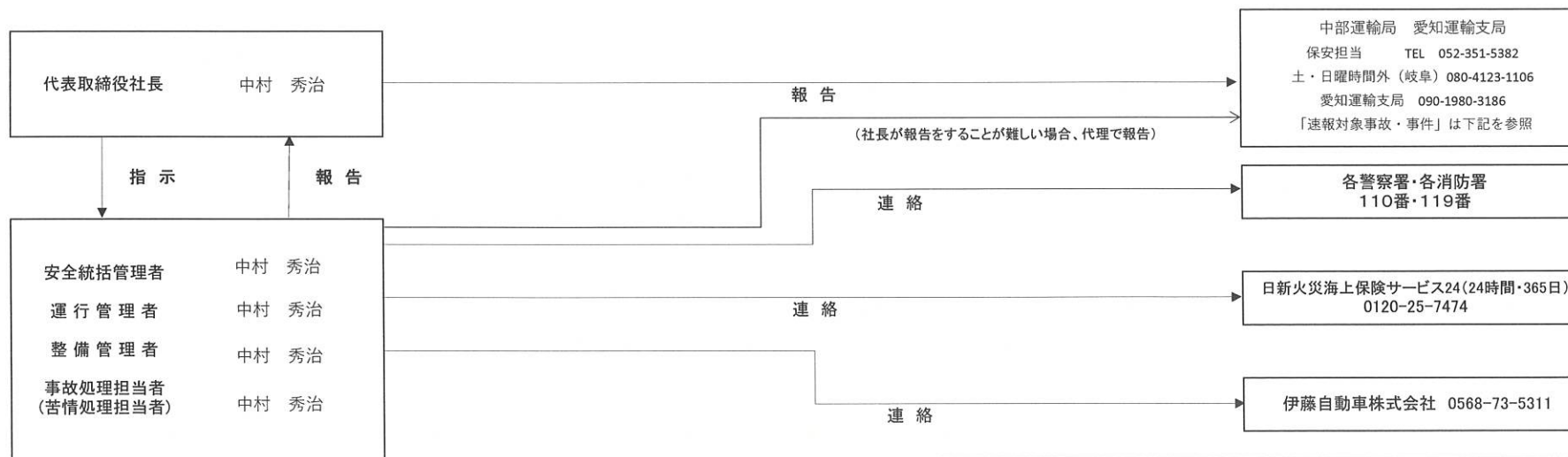
尾張信長観光バス:0568-74-5025

中村携帯:090-8678-7307

交通事故発生時の初期対応

事件・事故等安全緊急体制・連絡体制図

ゼットスタッフ株式会社(本社)



■ 下記「速報対象事故・事件」は発生後すみやかに
運輸支局へ連絡。支局へ連絡がつかない場合は運輸局へ連絡。

中部運輸局 愛知運輸支局
保安担当 TEL 052-351-5382
携帯電話 TEL 090-1980-3186

中部運輸局 岐阜運輸支局
保安担当 TEL 058-279-3715
携帯電話 TEL 080-4123-1106

「速報対象事故・事件」

(事故・事件の詳細は右記)

・特定重大事故

・重大事故

・特定重大事件

・重大事件

・消費者重大事故等

ア 旅客自動車運送事業者の乗客に1名以上の死者又は重傷者を
生じた事故

イ アに該当する事故を発生させるおそれがある事故

(自動車が転覆し、転落し、火災を起こし、又は鉄道車両
(軌道車両を含む。))と衝突し、若しくは接触したもので
あって、乗客が乗車中のもの)

・事件予告

■ 速報対象事故・事件の詳細

※ 特定重大事故

ア 旅客自動車運送事業者及び自家用有償旅客運送者

i 乗客に1名以上の死者を生じた事故

ii 乗客に5名以上の重傷者を生じた事故

iii 乗客に10名以上の負傷者(重傷、軽傷を問わない)を生じた事故

イ その他社会的影響が特に大きいと認める事故

(例: 事故に関し、報道機関による報道で大きく取り上げられたとき等)

※ 重大事故

ア 旅客自動車運送事業者又は自家用有償旅客運送者

i 乗客、乗員、歩行者その他を問わず1名以上の死者を生じた事故

ii 乗客、乗員、歩行者その他を問わず5名以上の重傷者を生じた事故

iii 乗客に1名以上の重傷者を生じた事故

iv 乗客、乗員、歩行者その他を問わず10名以上の負傷者(重傷、軽傷を問わない)を生じた事故

v 転覆し、転落し、火災を起こし、又は鉄道車両と衝突し、若しくは接触した事故

vi 酒気帯び運転(一般乗用旅客自動車運送事業者にあつては、酒気帯び運転を伴う事故)

vii 自然災害に起因する可能性のある事故

viii 脳疾患、心臓疾患及び意識喪失に起因する事故(運行中止を含む)

ix その他社会的影響が大きいと認める事故(例: 事故に関し、報道機関による報道があったとき又は取材を受けたとき等)

※ 特定重大事件

自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者に係るバスジャック、施設の不法占拠、爆弾又はこれに類するものの爆発、
核・放射性物質、生物剤又は化学剤の散布、その他運行の安全に支障を及ぼす、又は及ぼすおそれのある事件であつて
社会的影響が特に大きいと認めるもの(例: 報道等で大きく取り上げられた事件)

※ 重大事件

特定重大事件以外の次の事件

ア 一般乗合、一般貸切、特定旅客自動車運送事業者及び自家用有償旅客運送者

i 乗客、乗員に死者が出た事件

ii 乗員による業務中の暴行事件

iii その他運行の安全に支障を及ぼす、又は及ぼすおそれのある事件であつて社会的影響が大きいと
認めるもの(例: 報道等で大きく取り上げられた事件)

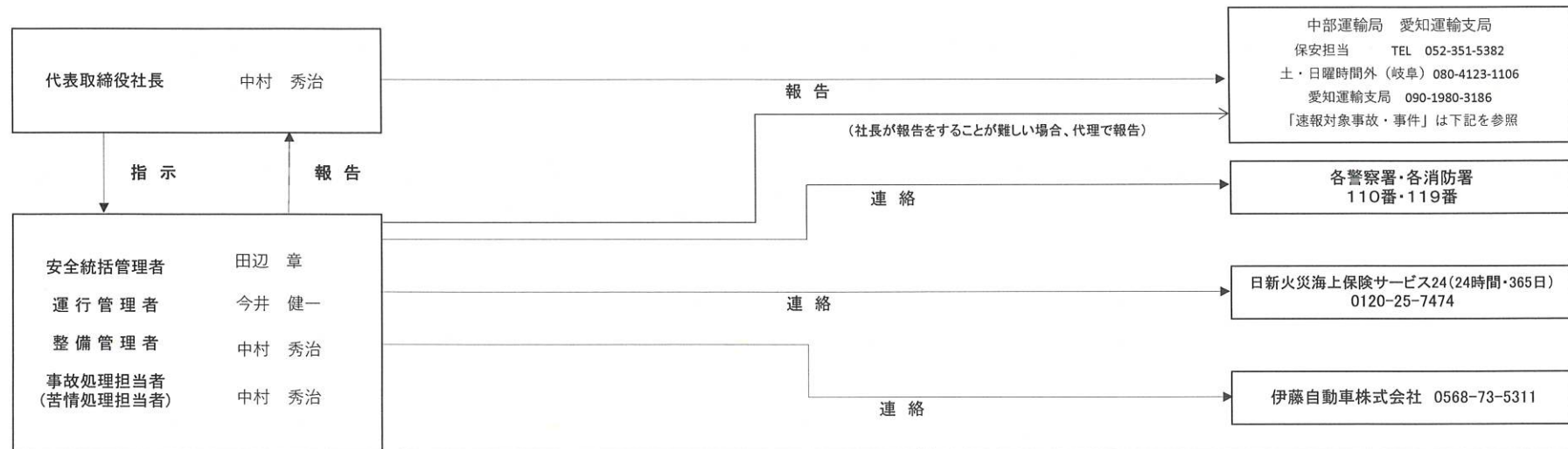
※ 事件予告

・負傷者の救護
・二次災害防止措置
・救急119番、警察110番への連絡

ドライバーがケガをして病院へ搬送された場合
ドライバーの家族に連絡

事件・事故等安全緊急体制・連絡体制図

ゼットスタッフ株式会社(清須)



■ 下記「速報対象事故・事件」は発生後すみやかに
運輸支局へ連絡。支局へ連絡がつかない場合は運輸局へ連絡。

中部運輸局 愛知運輸支局
保安担当 TEL 052-351-5382
携帯電話 TEL 090-1980-3186

中部運輸局 岐阜運輸支局
保安担当 TEL 058-279-3715
携帯電話 TEL 080-4123-1106

「速報対象事故・事件」

(事故・事件の詳細は右記)

- ・特定重大事故
- ・重大事故
- ・特定重大事件
- ・重大事件
- ・消費者重大事故等

ア 旅客自動車運送事業者の乗客に1名以上の死者又は重傷者を
生じた事故

イ アに該当する事故を発生させるおそれがある事故
(自動車が転覆し、転落し、火災を起こし、又は鉄道車両
(軌道車両を含む。)と衝突し、若しくは接触したもので
あって、乗客が乗車中のもの)

・事件予告

■ 速報対象事故・事件の詳細

※ 特定重大事故

ア 旅客自動車運送事業者及び自家用有償旅客運送者

- i 乗客に1名以上の死者を生じた事故
- ii 乗客に5名以上の重傷者を生じた事故
- iii 乗客に10名以上の負傷者(重傷、軽傷を問わない)を生じた事故

イ その他社会的影響が特に大きいと認める事故

(例: 事故に関し、報道機関による報道で大きく取り上げられたとき等)

※ 重大事故

ア 旅客自動車運送事業者又は自家用車有償旅客運送者

- i 乗客、乗員、歩行者その他を問わず1名以上の死者を生じた事故
- ii 乗客、乗員、歩行者その他を問わず5名以上の重傷者を生じた事故
- iii 乗客に1名以上の重傷者を生じた事故
- iv 乗客、乗員、歩行者その他を問わず10名以上の負傷者(重傷、軽傷を問わない)を生じた事故
- v 転覆し、転落し、火災を起こし、又は鉄道車両と衝突し、若しくは接触した事故
- vi 酒気帯び運転(一般乗用旅客自動車運送事業者にあつては、酒気帯び運転を伴う事故)
- vii 自然災害に起因する可能性のある事故
- viii 脳疾患、心臓疾患及び意識喪失に起因する事故(運行中止を含む)
- ix その他社会的影響が大きいと認める事故(例: 事故に関し、報道機関による報道があつたとき又は取材を受けたとき等)

※ 特定重大事件

自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者に係るバスジャック、施設の不法占拠、爆弾又はこれに類するものの爆発、核・放射性物質、生物剤又は化学剤の散布、その他運行の安全に支障を及ぼす、又は及ぼすおそれのある事件であつて社会的影響が特に大きいと認めるもの(例: 報道等で大きく取り上げられた事件)

※ 重大事件

特定重大事件以外の次の事件

ア 一般乗合、一般貸切、特定旅客自動車運送事業者及び自家用有償旅客運送者

- i 乗客、乗員に死者が出た事件
- ii 乗員による業務中の暴行事件
- iii その他運行の安全に支障を及ぼす、又は及ぼすおそれのある事件であつて社会的影響が大きいと認めるもの(例: 報道等で大きく取り上げられた事件)

※ 事件予告

- ・負傷者の救護
- ・二次災害防止措置
- ・救急119番、警察110番への連絡

ドライバーがケガをして病院へ搬送された場合
ドライバーの家族に連絡